

教員免許更新制が解消されます！

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が令和4年5月18日に公布されました。これにより、令和4年7月1日より、「教員免許更新制」が解消され、教員免許状に有効期限はなくなります。

- (1) 令和4年7月1日現在、有効な免許状を有している方
→手続きなく、有効期限のない免許となります。
- (2) 旧免許状所持者で、休眠状態の方
→手続きなく、有効期限のない免許となります。
※休眠状態…これまでに更新手続きをしたことがない方や、2回目以降の修了確認期限の2か月前までに更新手続きを行わなかった方。
- (3) 新免許状所持者で、既に教員免許状が失効している方
→再授与申請手続きを行うことで、有効期限のない免許の授与を受けることができます。
※再授与申請の具体的方法については、文部科学省とともに現在検討中です。

旧免許状所持者と新免許状所持者について

旧免許状所持者…平成21年3月31日以前に初めて教員免許状を取得された方

新免許状所持者…平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を取得された方

詳しくは各都道府県教育委員会へ

◆教員免許に関する問合せ（更新制の解消・再授与申請等）

◆講師登録に関する問合せ

文部科学省のサイト

[令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)